

2020年2月28日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本 御中

株式会社三井不動産ホテルマネジメント
代表取締役社長 足立 充



回 答 書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、2019年12月24日付で貴機構より頂戴した「申入れ書」（以下、「本申入れ書」といいます。）につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

敬具

記

本申入れ書にご記載の申入れの趣旨及び申入れの理由に鑑み、弊社が運営する、下記1.に記載の対象ホテルについて、2020年7月23日から8月9日までの期間を宿泊日に含む宿泊契約に関し、宿泊契約成立後の解除に係るキャンセル料（違約金）を下記2.のとおりと致します。

1. 対象ホテル（計15ホテル）

三井ガーデンホテル銀座プレミア
ミレニアム三井ガーデンホテル東京
三井ガーデンホテル日本橋プレミア
三井ガーデンホテル六本木プレミア
三井ガーデンホテル神宮外苑の杜プレミア
三井ガーデンホテル大手町
三井ガーデンホテル京橋
三井ガーデンホテル銀座五丁目
三井ガーデンホテル汐留イタリア街
三井ガーデンホテル上野

三井ガーデンホテル豊洲ベイサイドクロス

三井ガーデンホテル五反田

ホテル・ザ・セレスティン銀座

ホテル・ザ・セレスティン東京芝

sequence MIYASHITA PARK

2. キャンセル料（違約金）

契約解除の通知を受けた日	キャンセル料（違約金）
宿泊日の 45 日前以降宿泊日の前日まで	宿泊料の 60%
宿泊日当日、ご連絡のない場合又は不泊	宿泊料の 100%

なお、2泊以上される方につきましては以下のとおりです。

- ・ 行程の初日が 45 日前に達した後に全行程に係る宿泊契約を解除する場合のキャンセル料（違約金）は、全行程についての宿泊料の 60%
- ・ 行程の初日が 45 日前に達した後に宿泊契約の一部を解除（減泊）する場合のキャンセル料（違約金）は、解除（減泊）部分についての宿泊料の 60%
- ・ 宿泊した後にそれ以降の宿泊契約を解除する場合のキャンセル料（違約金）は、(1)当日分については当該宿泊日に係る宿泊料の 100%、(2)それ以降については当該期間に係る宿泊料の 60%

以上